

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

水産修第5号 栽培資源研究所吸収式冷温水機修繕業務

(2) 事業概要

栽培資源研究所吸収式冷温水機修繕業務 一式

(3) 事業の内容等

入札説明書、仕様書等による。

(4) 予定工期

契約締結日から平成29年2月28日（火）まで

(5) 事業の履行場所

愛媛県農林水産研究所水産研究センター栽培資源研究所（愛媛県伊予市森甲121番地3）

(6) 設計図書閲覧場所及び閲覧期間

場所：愛媛県農林水産部水産局水産課

期間：平成28年12月5日（月）から平成28年12月14日（水）まで（土曜、日曜及び祝祭日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

2. 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の競争入札参加資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間にない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。（民事再生法の規定による再生計画認可または会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係または人的関係がない者であること。（共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。）

(5) 国及び地方公共団体等と吸収式冷加温水機の修繕業務に係る契約の実績があること。

3. 入札参加資格者の確認方法

入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

(1) 必要書類

入札参加資格確認申請書（様式1）、申告書（様式2）、及び添付資料等

※別記中3を参照のこと

(2) 提出先

愛媛県農林水産部水産局水産課

(3) 提出期限

提出期限：平成28年12月14日（水）午後5時00分

(4) 提出方法

持参又は郵送すること

(5) 受付時間

土曜日、日曜日、祝祭日を除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(6) 確認の結果

提出された関係書類の内容を確認し、入札日までに書面で通知（郵送）する。

4. 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、会計規則、及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義があ

る場合は、別記中2に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2)入札参加者又はその代理人は、別紙様式4による入札書を直接に提出しなければならない。

郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

(3)入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4)入札の日時は、別記中1の(1)のとおり。

(5)入札の場所は、別記中1の(2)のとおり。

(6)入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア. 事業名

イ. 入札金額

ウ. 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印。（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ. 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

(7)入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

(8)入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(9)入札書は、封入のうえ提出すること。

(10)入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。

(11)入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(12)入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において、入札者の損害に対しては、その責めを負わないものとする。

- (13)入札金額は、当該委託業務に要する一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14)開札の日時及び開札の場所は別記中1のとおり。
- (15)入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札する。なお、原則的に入札会場には、入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入場できない。
- (16)入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (17)代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札会場において、入札開始前に、入札権限に関する別紙様式5「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。
- (18)入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
- ア. 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ. 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者。
- (19)入札参加資格者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (20)予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。
3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として別紙様式6による見積に移行するものとする。なお、入札状況からみて不調になると認められるときは、設計図書の再検討を行い、その結果により、再入札とする。

5. 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

6. 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のないものの提出した入札書
- (2) 事業名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。)
- (5) 事業等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

7. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に

直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者又はその代理人は、以降の入札には参加できない。

8. 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

9. 契約書の作成

- (1) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。ただし、落札者において、やむを得ない理由がある時は、その期間の延長を求めることができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 落札決定にあたっては、また、課税業者の場合には、契約書に修繕代金額に併せて、当該取引に係る消費税額及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は直ちに「課税事業者届出書」または「免税事業者届出書」を提出すること。

10. 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

11. 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた事業に係る技術仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

12. その他必要な事項

- (1) 落札業者は愛媛県と日程の調整等、十分な打合せを行うこと。
- (2) 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記中 2 のとおり。
- (3) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件委託業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (4) 本件業務に関する照会先は、別記中 2 のとおり。

別記

1. 入札書の提出先等

(1) 入札日時

平成28年12月16日（金曜日）午前11時00分

(2) 入札場所

愛媛県庁 第一別館 8階 農林水産部会議室

(3) 開札の日時及び場所

即時開札とする。

2. 契約担当者、仕様書等に係る照会先

(1) 契約担当者 谷川、藤田

(2) 部局の名称 愛媛県農林水産部水産局水産課

(3) 所在地 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

(4) 電話 (089)912-2618（内線4218）担当：谷川、藤田

3. 事前に提出する書類等

(1) 提出書類

① 入札参加資格確認申請書（様式1）

② 申告書（様式2）

③ 入札参加資格確認資料（業務経歴）（様式3）

(2) 提出期限：平成28年12月14日（水）午後5時00分

(3) 提出先：愛媛県農林水産部水産局水産課（担当：谷川、藤田）